

中小企業と商法改正 (どう考え、どう活用するか)

近年、立て続けに商法が改正されてきた。会社の基本法である商法の連続的改正は、それだけ企業をめぐる環境が大きく変化していることの証左であるが、大半の社長は「我関せず」の状況にあるのではないだろうか。

「商法改正？そんなことより落ち込んだ売上をどうするかだ。資金繰りだって大変なんだ」そんな声が聞こえてきそうだが、「変化に敏感な者が生き残る」というダーウィンのご託宣に従えば、改正商法を無視できる企業は少ないに違いない。今回は、中小企業に関係のありそうな部分をピックアップして簡単に解説してみたい。

【計算書類の電子公告】

会社は定款に官報・新聞に公告すると書いてあるが、今まで非公開会社は企業内容の開示の必要性を感じていなかったし、実際開示している企業は少なかった。しかし電子公告(ネット上に情報開示する)で代替できるようになった。

このことは、これを活用しない会社は情報開示に消極的な会社というイメージを生むことにつながる。いずれにせよ非公開企業でも電子公告を迫られる日が近付いている。

【金庫株解禁】

前に一度触れたが、会社が自社の発行した株式を取得、保有することに制限がなくなった。会社は殆ど自由に自社株を買取ることが出来るようになったのだ。この事の意味は大きい。

中小企業が活用できる金庫株制度は、名義株など会社にとって必要ない株主の株式を整理できる、オーナー所有株等を金庫株として会社が取得することで株主構成を変えることができる。

企業を再編する時など、新株発行ではなく保有金庫株を割当てることによって会社の負担を軽減できる、等が考えられる。

【新株予約権】

ストックオプションという言葉は大分普及してきたので理解している社長は多いと思う。今、米国ではストックオプションを巡る議論が沸き起こっているが、我が国では遅れ馳せながら「新株予約権」という名でバラバラだった制度が統一

された。

新株予約権とは、新株予約権を持つ者がこれを行行使した時、会社が新株を発行又は自己株式(金庫株)を譲渡する義務を負うことであるが、要は、現在ではなく将来に、今の値段で株式を買う権利を会社が与えることを云う。何の為に？

企業が成長を目指す時、役員、社員、あるいはそれ以外の者に新株予約権を発行することにより、将来の目標を与え、働く意欲を高めることが可能となる。一種の成功報酬みたいなものだが、「夢や希望はあるが今はお金がない」会社には検討してみてもよい制度だ。成長意欲のある未公開中小企業でも、今や新株予約権を発行することは当たり前となっている。

【種類株式の拡充】

新株を発行して増資するという時、議決権を制限した株式の発行は従来から認められていた。しかし、今般の改正でその制限が緩和されよりフレキシブルに対応できるようになった。経営に口を挟まれたくないオーナー経営者にとって、その支配権を維持しつつ新株発行により資金調達できるようになった。

議決権も優先配当も与えない代わり低価格発行で出資者にメリットを与える等、多様な株式発行が可能となったのである。

【額面なしの新株発行】

株式発行に額面という概念がなくなった。今まで最低発行価額は5万円で必然的にそれが額面となっていたが、これが撤廃された。これにより、極端に云えば1円で新株発行が可能となった。何の為に？

一つは発行価額を下げ、資金調達をやすくするためであり、もう一つは1株を2株にするといった株式分割をやりやすくするためである。勿論それをどう使うかは個別企業の問題であるが。

5つの事例を挙げて説明してみたが、これ以外にも株主総会手続簡素化が図られたり会社分割や株式交換・株式移転制度などが設けられたりしている。制度が改正されるのは改正の必要があるからだが、その改正をどう考えどう使うかはそれほど簡単なことではない。

(9月27日開催のSMC経営セミナーは、これらの改正をより詳しく解説する予定ですので、ご参加いただければ幸いです)